

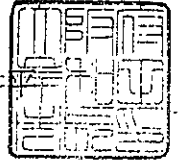


岸市環第 674 号  
平成 30 年 3 月 7 日

岸和田市環境審議会

会 長 様

岸和田市長 永野 耕



岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について（諮問）

岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について、貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画として、平成 23 年 5 月に「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」を策定し、市域における温室効果ガスの削減に向けた取組を進めています。

その一方で、平成 27 年度の本市の温室効果ガス総排出量は、人口・世帯数の増加などにより、基準年度（平成 2 年度）比で約 22%の増となっています。

また、東日本大震災以降、我が国の温暖化対策やエネルギー対策を取り巻く状況は大きく変化しており、エネルギーの最適利用や温室効果ガス削減目標を含め、より実効性のある温暖化対策が求められています。

さらに、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」について、最善の努力を行ったとしても、温暖化の影響は避けることができないといわれており、差し迫った影響への対処として、「適応策」も求められています。

以上のような課題に対応しながら、温暖化対策を着実に推進していくためには、これまでの施策・考え方を踏まえた上で、幅広い視点から、より効果的な施策を検討・展開していく必要があり、計画の改定を行うものです。



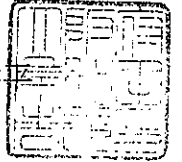
岸市環第 675 号  
平成 30 年 3 月 7 日

岸和田市環境審議会

会 長

様

岸和田市長 永野 耕



岸和田市環境保全条例の改正について（諮問）

岸和田市環境保全条例（平成 15 年条例第 16 号）の改正について、貴審議会の意見を求める。

記

〔諮問理由〕

岸和田市環境保全条例は、昭和 51 年に制定された条例の全部改正を行い、平成 15 年 6 月 20 日に公布されました。以来 15 年近く経過しており、本市環境に対しての社会情勢の変化等に対応できない部分が出ているところである。

よって、岸和田市環境保全条例の改正にあたり、次に掲げる事項について、貴審議会の意見を求めるものである。

- 1 地球環境及び生物多様性に関する規定の創設
- 2 生活環境の保全と公害の防止に関する規定について、指定事業所及び規制基準の内容について、他法令との整合を図るとともに、生活環境の保全のための必要な規定の整備
- 3 自然環境の保全と回復に関する規定について、自然環境保全区域等について、他法令との整合を図るとともに、自然環境の保全と回復のための必要な規定の整備